

東郷町議会議長 加藤宏明 殿
 東郷町議会議員 会派 無会派
 議席番号 14 番氏名 若園ひでこ

一 般 質 問 通 告 書

東郷町議会会議規則第59条第2項の規定により、次の事項について質問（一問一答方式・一括質問方式）したいので通告します。

記

No 1 - 1

質問事項	質問要旨	答弁者
1 「成年年齢の引き下げ」について	<p>成年年齢を20歳から18歳に引き下げることを内容とする民法の一部を改正する法律が、2022年4月1日に施行される。この日に、2002年4月2日から2004年4月1日生まれの18歳以上20歳未満の方は、その日に成年に達することになる。このことによる変化や影響について伺いたい。</p> <p>(1) 成年となる対象者について</p> <p>ア 2002年4月2日から2003年4月1日生まれまでは何人か。</p> <p>イ 2003年4月2日から2004年4月1日生まれまでは何人か。</p> <p>(2) 民法の成年年齢には、一人で有効な契約をすることができる年齢と、父母の親権に服さなくなる年齢との意味がある。従来と大きな違いが出ると思う。</p> <p>ア 2022年4月以降18歳で「出来る」になることは何か。</p> <p>イ 2022年4月以降も20歳になるまで「出来ない」ことは何か。</p> <p>ウ 今回の改正では18歳で大人と同様に社会的・経済的な責任も伴うことになる。これについての喚起が必要ではないか。</p> <p>(3) 東郷町の成人式について</p> <p>ア 2023年（令和4年度）は、18歳・19歳・20歳が対象となるが、従来通りの20歳とするのか。</p> <p>イ 2024年（令和5年度）以降についてはどうなものとするのか。</p> <p>ウ ア・イについての周知は必要と考えるが、如何か。</p>	町長 担当部長

（注）要旨は、具体的に記載すること。